

3月6日の閣議了解（水際対策の強化）に係る乗組員の扱いについて

中国又は韓国から来航する船舶に乗船していた船員について、当該船員が、中国又は韓国で上陸（滞在）しなかった場合は閣議了解に沿った対応は原則不要。

中国又は韓国から新たな船員を乗船させた場合、乗船している全ての船員は、閣議了解に沿った対応が必要。下船する場合は、検疫所長が指定する場所における14日間の待機要請の対象となり、国内における公共交通機関の利用が制限される（ただし、14日以内に日本から出国することは妨げられない）。

水際対策の抜本的強化に関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyoku_00001.html